

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の十五まで（現行のとおり） （削減義務率）</p> <p>第四条の十六（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="264 654 1093 1082"> <thead> <tr> <th>事業所の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第一百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの アからウまで（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>二（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>第四条の十七から第五条の十一まで（現行のとおり） （検証業務の実施方法）</p> <p>第五条の十二（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合</p>	事業所の種類	割合	一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第一百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの アからウまで（現行のとおり）	（現行のとおり）	二（現行のとおり）	（現行のとおり）	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の十五まで（略） （削減義務率）</p> <p>第四条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <table border="1" data-bbox="1160 654 1989 1082"> <thead> <tr> <th>事業所の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第一百六号）第二十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの アからウまで（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4及び5（略）</p> <p>第四条の十七から第五条の十一まで（略） （検証業務の実施方法）</p> <p>第五条の十二（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合</p>	事業所の種類	割合	一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第一百六号）第二十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの アからウまで（略）	（略）	二（略）	（略）
事業所の種類	割合												
一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第一百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの アからウまで（現行のとおり）	（現行のとおり）												
二（現行のとおり）	（現行のとおり）												
事業所の種類	割合												
一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第一百六号）第二十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの アからウまで（略）	（略）												
二（略）	（略）												

にあつては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせるこ
と。ただし、検証主任者が前条第一項第五号若しくは第六号に
規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又
は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講
習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該
調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調
査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者
の立会いをもつて検証主任者の立会いに代えることができる。

四から六まで（現行のとおり）

2（現行のとおり）

第五条の十三から第八十三条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第十九まで（現行のとおり）

別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）

一（現行のとおり）

二（現行のとおり）

(一)（現行のとおり）

(二)（現行のとおり）

項 目	注意報等に係る河川水中の濃度（単位 一リットルにつきミリグラム）	警報に係る河川水中の濃度（単位 一リットルにつきミリグラム）
カドミウムから鉛まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
六価クロム	〇・〇四	〇・一

にあつては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち合わせるこ
と。

四から六まで（略）

2（略）

第五条の十三から第八十三条まで（略）

別表第一から別表第十九まで（略）

別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）

一（略）

二（略）

(一)（略）

(二)（略）

項 目	注意報等に係る河川水中の濃度（単位 一リットルにつきミリグラム）	警報に係る河川水中の濃度（単位 一リットルにつきミリグラム）
カドミウムから鉛まで	（略）	（略）
六価クロム	〇・一	〇・二五

砒素から一・四一 ジオキサソまで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
---------------------	----------	----------

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

砒素から一・四一 ジオキサソまで	(略)	(略)
---------------------	-----	-----

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)